

令和 6 年度

市 税 概 要

厚 木 市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和6年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和6年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和5年度一般会計歳入決算額	10
7	令和5年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和6年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和5年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税・森林環境税	19
(1)	個人市民税・県民税・森林環境税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額(10月末まで)	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和6年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

令和6年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

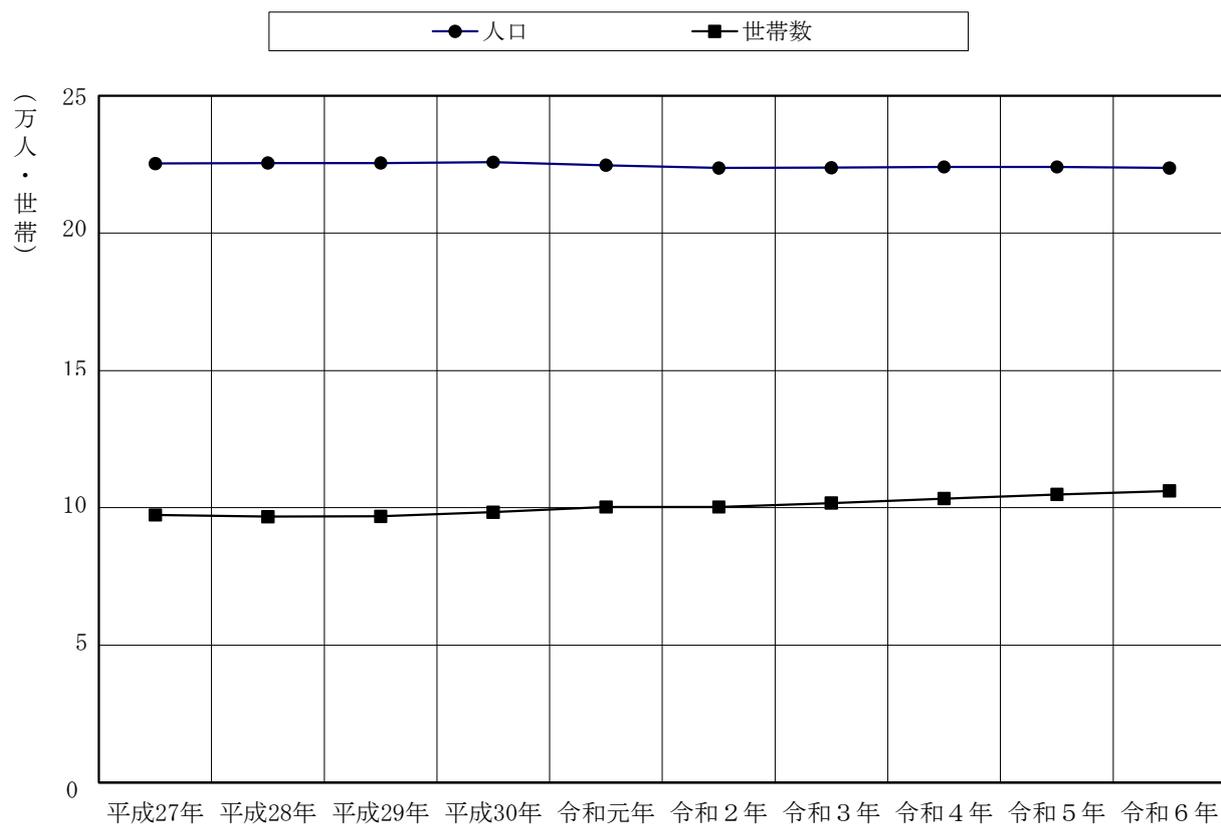
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人
令和2年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	223,705 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総数	男	女
平成27年度	95,824	225,714	116,658	109,056
平成28年度	96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度	98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度	99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度	100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度	100,360	223,705	115,343	108,362
令和3年度	101,734	223,771	115,293	108,478
令和4年度	103,411	224,095	115,378	108,717
令和5年度	104,921	224,058	115,427	108,631
令和6年度	106,153	223,704	115,259	108,445

3 令和6年度一般会計歳入歳出予算（当初）

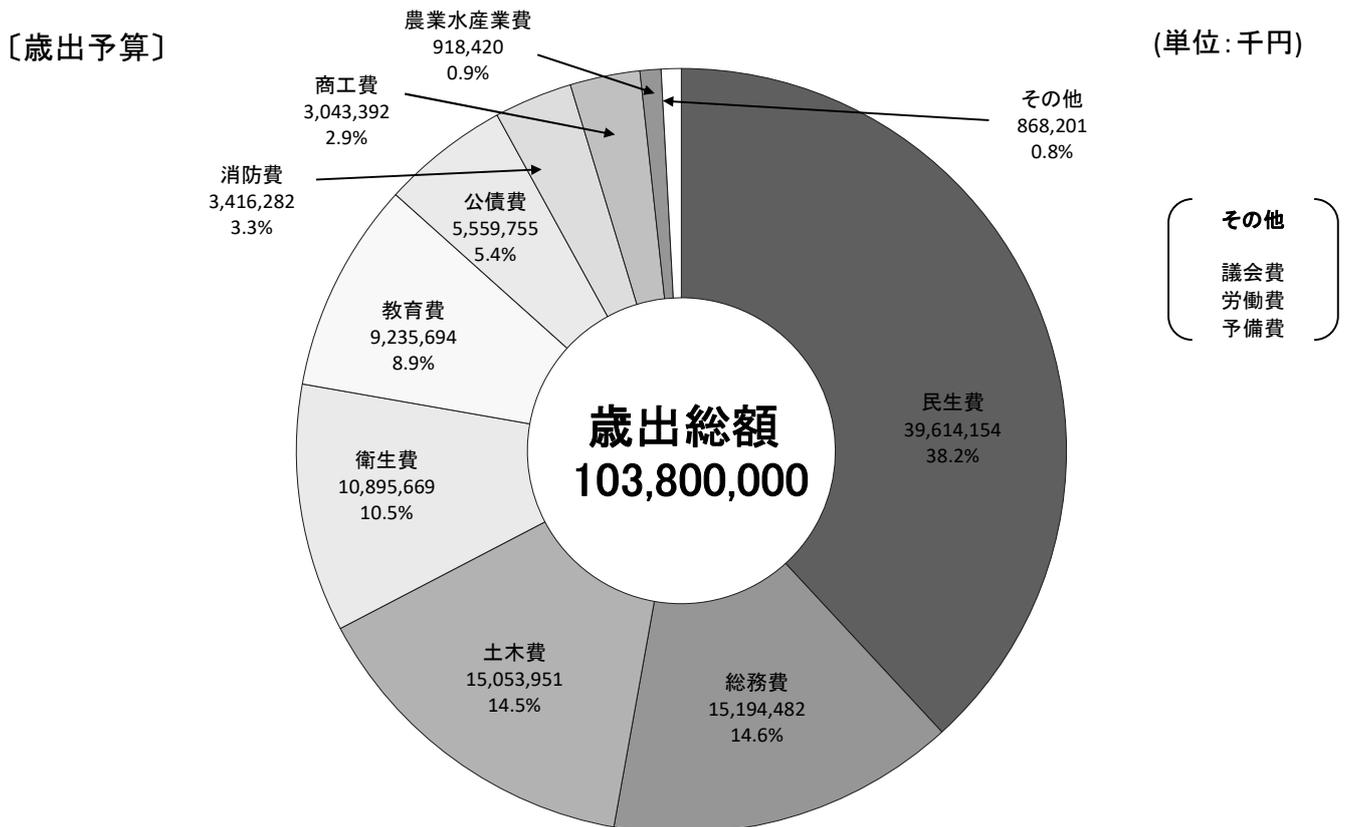
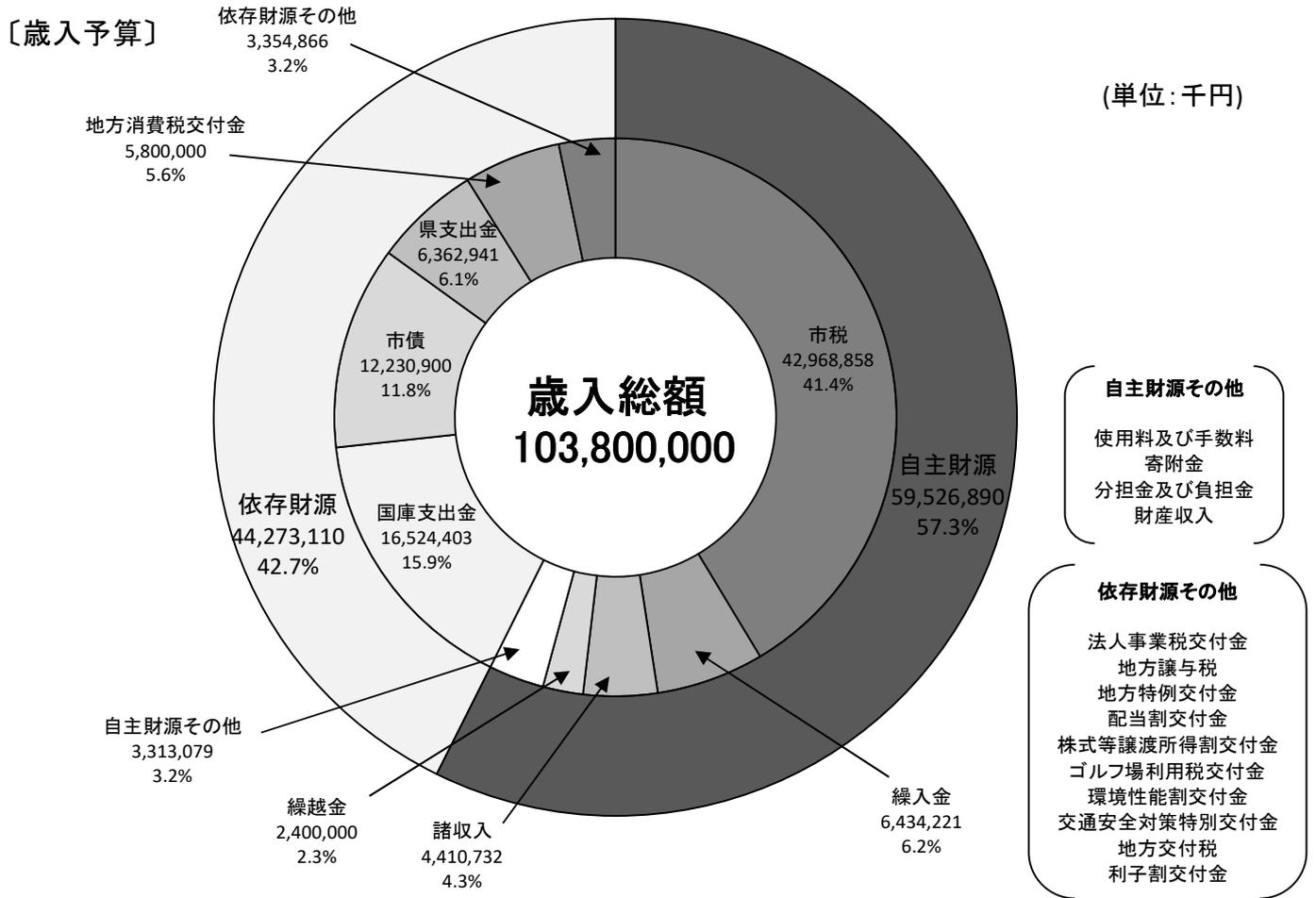
歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,968,858	41.4
10 地 方 譲 与 税	529,866	0.5
15 利 子 割 交 付 金	14,000	0.0
18 配 当 割 交 付 金	202,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000	0.2
23 法 人 事 業 税 交 付 金	835,000	0.8
24 地 方 消 費 税 金 交 付	5,800,000	5.6
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	138,000	0.1
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	1,230,000	1.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	376,890	0.4
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,394,971	1.4
55 国 庫 支 出 金	16,524,403	15.9
60 県 支 出 金	6,362,941	6.1
65 財 産 収 入	241,218	0.2
70 寄 附 金	1,300,000	1.3
75 繰 入 金	6,434,221	6.2
80 繰 越 金	2,400,000	2.3
85 諸 収 入	4,410,732	4.3
90 市 債	12,230,900	11.8
合 計	103,800,000	100.0

歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	460,132	0.4
10 総 務 費	15,194,482	14.6
15 民 生 費	39,614,154	38.2
20 衛 生 費	10,895,669	10.5
25 労 働 費	308,069	0.3
30 農 林 水 産 業 費	918,420	0.9
35 商 工 費	3,043,392	2.9
40 土 木 費	15,053,951	14.5
45 消 防 費	3,416,282	3.3
50 教 育 費	9,235,694	8.9
60 公 債 費	5,559,755	5.4
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	103,800,000	100.0

4 令和6年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）



5 令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	
一般会計	112,643,109,855	106,980,097,852	△ 5,663,012,003	
特別会計	公共用地取得事業	1,473,336,498	1,426,868,717	△ 46,467,781
	後期高齢者医療事業	3,660,267,000	3,565,225,838	△ 95,041,162
	国民健康保険事業	21,894,849,000	21,532,410,933	△ 362,438,067
	介護保険事業	17,292,048,000	17,150,643,168	△ 141,404,832
	小計	44,320,500,498	43,675,148,656	△ 645,351,842
合計	156,963,610,353	150,655,246,508	△ 6,308,363,845	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A)－(B)	
一般会計	112,643,109,855	101,648,191,832	10,994,918,023	
特別会計	公共用地取得事業	1,473,336,498	1,426,803,718	46,532,780
	後期高齢者医療事業	3,660,267,000	3,525,199,302	135,067,698
	国民健康保険事業	21,894,849,000	21,408,604,066	486,244,934
	介護保険事業	17,292,048,000	16,620,606,812	671,441,188
	小計	44,320,500,498	42,981,213,898	1,339,286,600
合計	156,963,610,353	144,629,405,730	12,334,204,623	

6 令和5年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

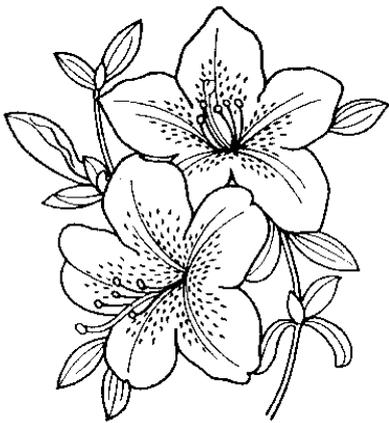
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	43,499,657,000	47,839,657,000	48,853,499,868	48,232,615,911	45.1	100.8
10 地方譲与税	526,210,000	526,210,000	539,266,000	539,266,000	0.5	102.5
15 利子割交付金	14,000,000	14,000,000	11,768,000	11,768,000	0.0	84.1
18 配当割交付金	202,000,000	202,000,000	290,582,000	290,582,000	0.3	143.9
21 株式譲渡所得割 交 付 金	220,000,000	220,000,000	322,155,000	322,155,000	0.3	146.4
23 法 人 事 業 税 交 付 金	815,000,000	815,000,000	958,924,000	958,924,000	0.9	117.7
24 地 方 消 費 税 交 付 金	5,689,000,000	5,689,000,000	6,022,317,000	6,022,317,000	5.6	105.9
27 ゴルフ場利用税 交 付 金	138,000,000	138,000,000	140,881,412	140,881,412	0.2	102.1
30 自動車取得税 交 付 金	0	0	4,332,726	4,332,726	0.0	皆増
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000,000	118,000,000	134,455,000	134,455,000	0.1	113.9
33 地 方 特 例 交 付 金	224,000,000	224,000,000	222,264,000	222,264,000	0.2	99.2
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	36,404,000	36,404,000	0.0	121.3
40 交通安全対策 特別交付金	38,000,000	38,000,000	30,301,000	30,301,000	0.0	79.7
45 分 担 金 及 び 負 担 金	355,485,000	355,485,000	401,577,982	393,422,504	0.4	110.7
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,390,113,000	1,394,823,000	1,317,478,100	1,278,117,020	1.2	91.6
55 国庫支出金	14,596,129,000	21,325,397,078	19,073,080,041	19,073,080,041	17.8	89.4
60 県 支 出 金	6,044,345,000	6,240,839,000	6,141,620,553	6,141,620,553	5.7	98.4
65 財 産 収 入	292,258,000	333,003,000	392,800,516	392,776,816	0.4	117.9
70 寄 附 金	1,300,000,000	1,450,000,000	1,072,770,333	1,072,770,333	1.0	74.0
75 繰 入 金	3,201,824,000	3,463,673,000	2,804,021,157	2,804,021,157	2.6	81.0
80 繰 越 金	900,000,000	5,566,004,777	5,566,005,630	5,566,005,630	5.2	100.0
85 諸 収 入	4,034,579,000	3,945,818,000	4,394,278,203	3,933,117,749	3.7	99.7
90 市 債	8,671,400,000	12,714,200,000	9,378,900,000	9,378,900,000	8.8	73.8
合 計	92,300,000,000	112,643,109,855	108,109,682,521	106,980,097,852	100.0	95.0

7 令和5年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	454,214,000	450,684,000	411,781,677	38,902,323	0.4	91.4
10 総 務 費	9,626,855,000	14,222,463,000	13,163,687,283	1,058,775,717	13.0	92.6
15 民 生 費	37,322,147,000	42,232,315,000	39,970,535,340	2,261,779,660	39.3	94.6
20 衛 生 費	12,392,105,000	15,578,009,775	14,177,881,353	1,400,128,422	13.9	91.0
25 労 働 費	234,539,000	247,334,000	234,359,880	12,974,120	0.2	94.8
30 農林水産業費	738,135,000	901,989,000	841,840,986	60,148,014	0.8	93.3
35 商 工 費	3,157,715,000	3,694,850,000	3,558,164,888	136,685,112	3.5	96.3
40 土 木 費	11,681,848,000	15,443,718,880	11,483,995,717	3,959,723,163	11.3	74.4
45 消 防 費	3,175,080,000	3,348,810,589	3,104,887,256	243,923,333	3.1	92.7
50 教 育 費	8,063,700,000	11,127,643,100	9,534,390,335	1,593,252,765	9.4	85.7
60 公 債 費	5,353,662,000	5,353,662,000	5,166,667,117	186,994,883	5.1	96.5
70 予 備 費	100,000,000	41,630,511	0	41,630,511	0.0	0.0
合 計	92,300,000,000	112,643,109,855	101,648,191,832	10,994,918,023	100.0	90.2

第2章 賦課



市の花 さつき
(昭和44年2月1日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く6～7月に色とりどりの花が開花します。

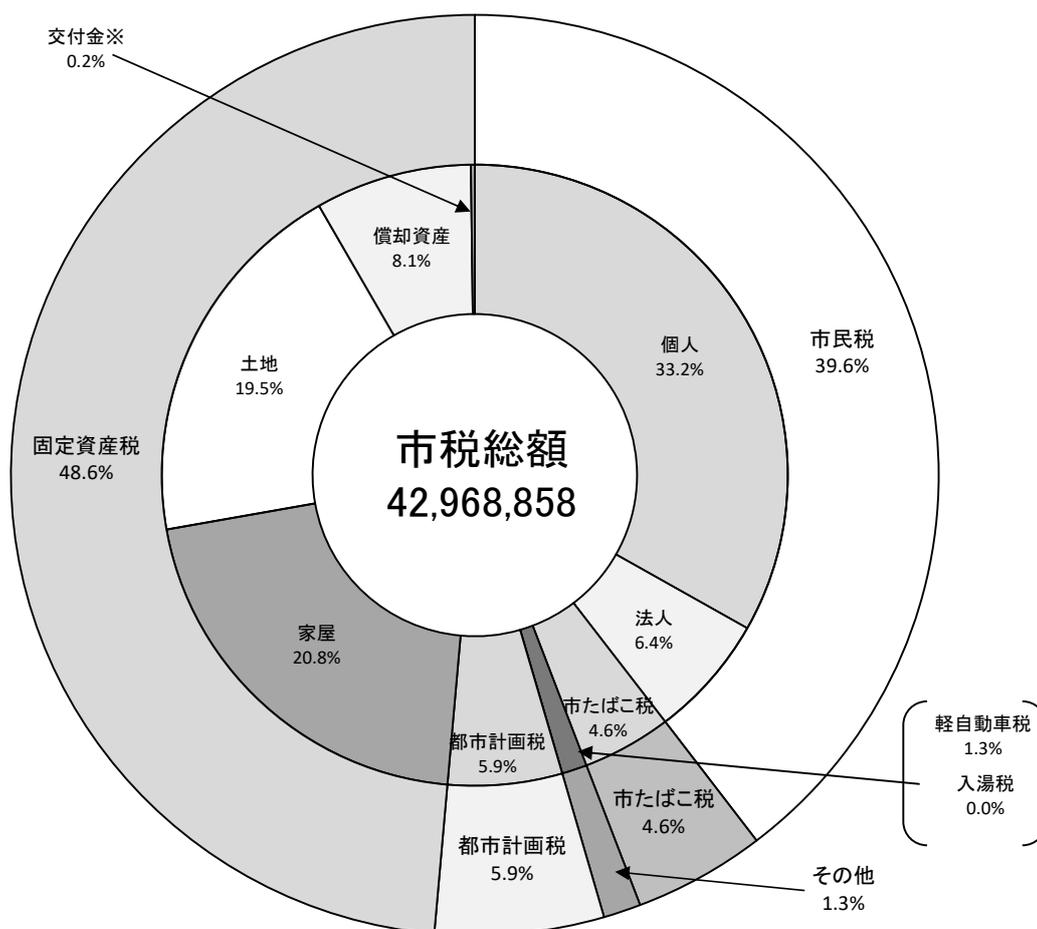
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

年度		令和6年度	令和5年度	対前年度比
税目				
市	市民税	17,033,129	17,843,009	95.5
個人	現年課税分	14,100,000	15,020,000	93.9
	滞納繰越分	171,332	114,870	149.2
法人	現年課税分	2,756,000	2,703,000	102.0
	滞納繰越分	5,797	5,139	112.8
	固定資産税	20,858,887	20,742,041	100.6
土地家屋 償却資産	現年課税分	20,738,220	20,590,024	100.7
	滞納繰越分	33,667	58,017	58.0
	国有資産等所在市町村交付金	87,000	94,000	92.6
	軽自動車税	554,313	540,151	102.6
	環境性能割	50,035	47,288	105.8
種別割	現年課税分	500,897	488,606	102.5
	滞納繰越分	3,381	4,257	79.4
市	たばこ税	1,996,337	1,873,177	106.6
	現年課税分	1,996,336	1,873,176	106.6
	滞納繰越分	1	1	100.0
入	湯税	2,746	2,533	108.4
	現年課税分	2,745	2,532	108.4
	滞納繰越分	1	1	100.0
都	市計画税	2,523,446	2,498,746	101.0
土地家屋	現年課税分	2,519,798	2,491,211	101.1
	滞納繰越分	3,648	7,535	48.4
	現年課税分計	42,751,031	43,309,837	98.7
	滞納繰越分計	217,827	189,820	114.8
	市税総計	42,968,858	43,499,657	98.8

9 令和6年度市税歳入予算額の構成（当初）



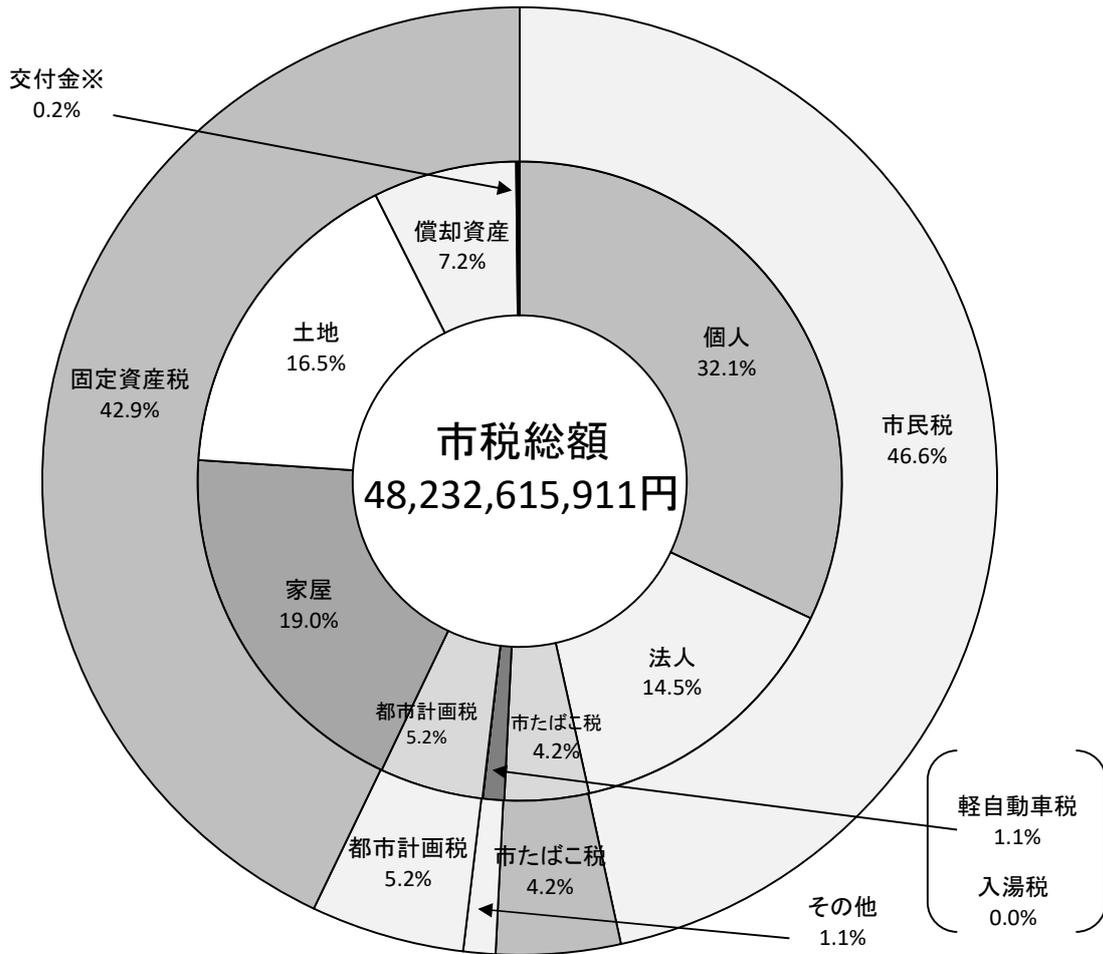
(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和6年度	令和5年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,442,666	40,998,378	△ 555,712	98.6
	市民税	17,033,129	17,843,009	△ 809,880	95.5
	個人	14,271,332	15,134,870	△ 863,538	94.3
	法人	2,761,797	2,708,139	53,658	102.0
	固定資産税	20,858,887	20,742,041	116,846	100.6
	固定資産税	20,771,887	20,648,041	123,846	100.6
	土地	8,383,847	8,016,108	367,739	104.6
	家屋	8,924,839	9,197,913	△ 273,074	97.0
	償却資産	3,463,201	3,434,020	29,181	100.8
	交付金※	87,000	94,000	△ 7,000	92.6
	軽自動車税	554,313	540,151	14,162	102.6
	環境性能割	50,035	47,288	2,747	105.8
	種別割	504,278	492,863	11,415	102.3
	市たばこ税	1,996,337	1,873,177	123,160	106.6
2	目的税	2,526,192	2,501,279	24,913	101.0
	入湯税	2,746	2,533	213	108.4
	都市計画税	2,523,446	2,498,746	24,700	101.0
	合計	42,968,858	43,499,657	△ 530,799	98.8

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と滞納繰越分の合計です。

10 令和5年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		令和5年度	令和4年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	45,736,331,973	44,268,938,925	1,467,393,048	103.3
	市				
	市民税	22,457,669,334	21,249,026,490	1,208,642,844	105.7
	個人	15,470,197,883	15,276,999,425	193,198,458	101.3
	法人	6,987,471,451	5,972,027,065	1,015,444,386	117.0
	固定資産税	20,724,945,769	20,502,776,109	222,169,660	101.1
	固定資産税	20,637,493,969	20,408,853,309	228,640,660	101.1
	土地	7,997,269,457	7,905,505,804	91,763,653	101.2
	家屋	9,165,888,694	8,982,644,277	183,244,417	102.0
	償却資産	3,474,335,818	3,520,703,228	△ 46,367,410	98.7
	交付金※	87,451,800	93,922,800	△ 6,471,000	93.1
	軽自動車税	520,984,640	520,801,178	183,462	100.0
	環境性能割	34,111,400	48,392,500	△ 14,281,100	70.5
	種別割	486,873,240	472,408,678	14,464,562	103.1
	市たばこ税	2,032,732,230	1,996,335,148	36,397,082	101.8
2	目的税	2,496,283,938	2,464,562,371	31,721,567	101.3
	入湯税	2,774,250	2,515,950	258,300	110.3
	都市計画税	2,493,509,688	2,462,046,421	31,463,267	101.3
	合計	48,232,615,911	46,733,501,296	1,499,114,615	103.2

※国有資産等所在市町村交付金

(注)現年度分と過年度分の合計です。

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

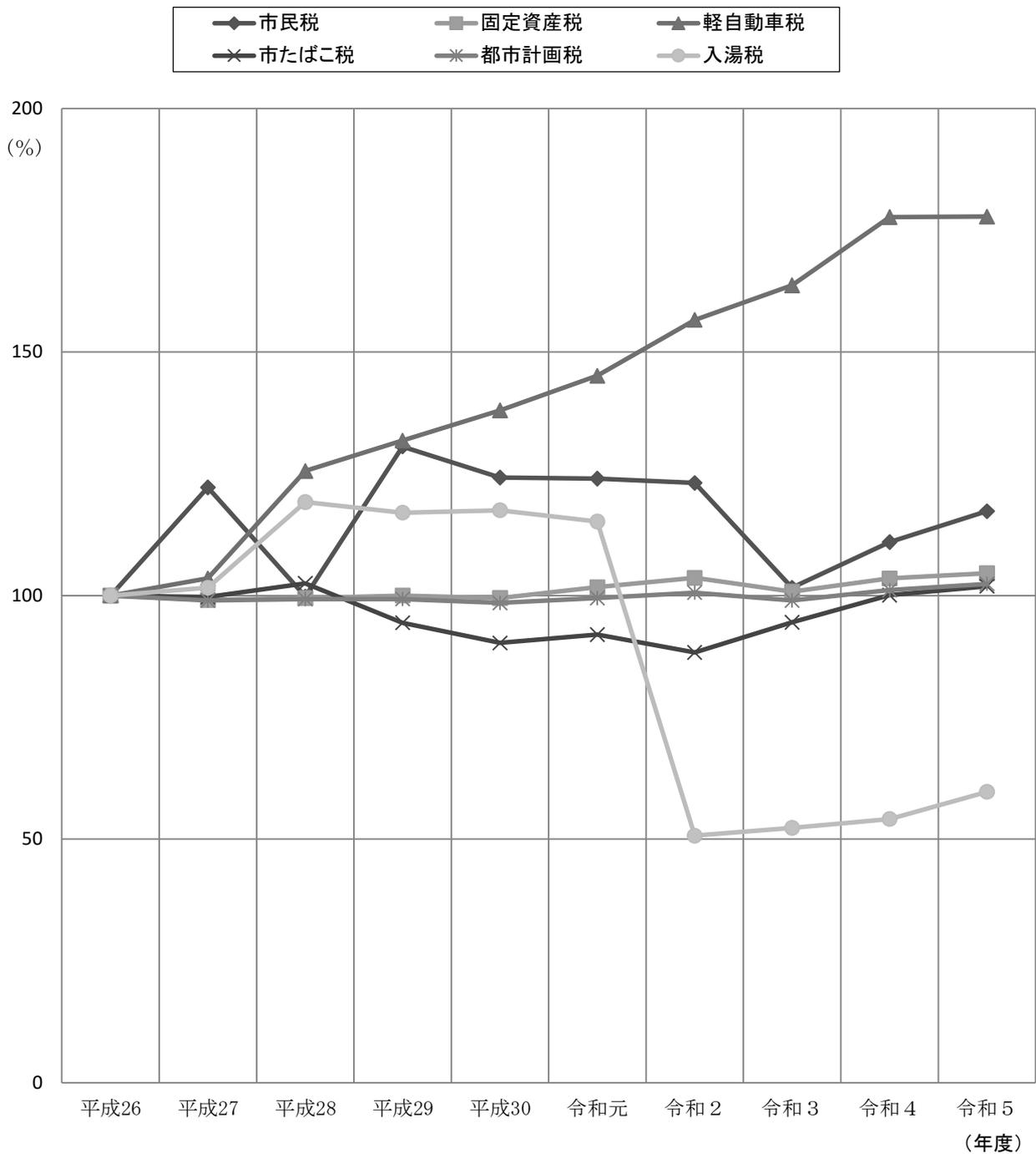
区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	47,253,558	49,171,715	48,584,336	90,510	496,868
令和2年度	47,943,529	49,292,402	48,785,571	41,138	465,693
令和3年度	43,145,198	44,591,403	44,195,557	24,498	371,346
令和4年度	45,426,036	47,229,376	46,733,501	38,317	457,557
令和5年度	47,839,657	48,853,499	48,232,615	71,953	548,930

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴収率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
令和元年度	99.0	101.0	98.8	99.7
令和2年度	101.5	100.4	99.0	99.7
令和3年度	90.0	90.6	99.1	99.9
令和4年度	105.3	105.7	99.0	100.2
令和5年度	105.3	103.2	98.7	100.0

1.3 市税の伸長率



平成26年度の決算額を100としたときの令和5年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能割含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
117.3	104.6	177.8	101.9	59.7	102.4

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和5年度	令和4年度
税収入額	(1) 市 税		48,232,616	46,733,501
	(2) 個 人 の 県 民 税		10,309,169	10,180,423
	(3) 合 計		58,541,785	56,913,924
徴 人件費	(4) 基 本 給		278,779	271,287
	(5) 諸 手 当		245,884	232,623
	ア 超 過 勤 務 手 当		37,431	38,712
	イ 税 務 特 別 手 当		0	0
	ウ そ の 他 の 手 当		208,453	193,911
	(6) そ の 他		94,772	94,514
	(7) 小 計		619,435	598,424
税 需用費	(8) 旅 費		2,448	2,046
	(9) 賃 金		0	0
	(10) そ の 他		223,447	169,662
	(11) 小 計		225,895	171,708
費 報奨金及び これに類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
	(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		200	133
	(14) 納 税 奨 励 金		0	0
	(15) そ の 他		0	0
	(16) 小 計		200	133
(17) そ の 他		37,674	33,678	
(18) 合 計		883,204	803,943	
県税徴収 取扱費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額		364,962	356,923
	(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額			
	(21) 合 計		364,962	356,923
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (21)		518,242	447,020
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)		2%	1%
	(24) (22) / (1)		1%	1%
徴税職員数4月1日現在			79人	79人

15 個人市民税・県民税・森林環境税

(1) 個人市民税・県民税・森林環境税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区分							
納税義務者数	普通徴収	22,892	22,227	22,870	23,334	23,380	
	給与特別徴収	78,799	79,137	79,463	80,249	81,443	
	年金特別徴収	15,948	16,101	16,185	16,022	16,330	
	計	117,639	117,465	118,518	119,605	121,153	
税額	市民税	普通徴収均等割	82,220	80,251	82,329	83,890	70,272
		普通徴収所得割	2,802,352	2,768,520	3,140,689	3,147,754	2,987,662
		給与特別徴収均等割	271,049	272,707	273,383	275,841	244,522
		給与特別徴収所得割	10,934,056	10,614,533	10,849,573	11,007,021	10,543,072
		年金特別徴収均等割	51,416	52,084	52,482	51,969	46,681
		年金特別徴収所得割	719,337	724,240	718,956	711,908	625,203
	小計	14,860,430	14,512,335	15,117,412	15,278,383	14,517,412	
	県民税	普通徴収均等割	42,285	41,272	42,341	43,142	30,503
		普通徴収所得割	1,878,338	1,855,870	2,105,005	2,109,711	2,002,133
		給与特別徴収均等割	139,400	140,252	140,601	141,865	109,387
		給与特別徴収所得割	7,334,859	7,120,926	7,278,875	7,384,940	7,073,931
		年金特別徴収均等割	26,442	26,785	26,990	26,726	20,227
年金特別徴収所得割		482,305	485,587	482,092	477,339	419,186	
小計	9,903,629	9,670,692	10,075,904	10,183,723	9,655,367		
市・県民税	普通徴収均等割	124,505	121,523	124,670	127,032	100,775	
	普通徴収所得割	4,680,690	4,624,390	5,245,694	5,257,465	4,989,795	
	給与特別徴収均等割	410,449	412,959	413,984	417,706	353,909	
	給与特別徴収所得割	18,268,915	17,735,459	18,128,448	18,391,961	17,617,003	
	年金特別徴収均等割	77,858	78,869	79,472	78,695	66,908	
	年金特別徴収所得割	1,201,642	1,209,827	1,201,048	1,189,247	1,044,389	
	合計	24,764,059	24,183,027	25,193,316	25,462,106	24,172,779	
森林環境税	普通徴収					22,547	
	給与特別徴収					67,387	
	年金特別徴収					16,122	
	小計					106,056	
総計	24,764,059	24,183,027	25,193,316	25,462,106	24,278,835		
伸び率	100.1	97.7	104.2	101.1	95.4		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
令和2年度	4,764	0	111,618	116,382
令和3年度	4,794	0	111,536	116,330
令和4年度	4,966	0	111,302	116,268
令和5年度	5,001	0	113,358	118,359
令和6年度	11,624	0	108,371	119,995

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	合計
令和2年度	90,112	3,516	24	17,966	111,618
令和3年度	89,639	3,871	28	17,998	111,536
令和4年度	90,333	3,919	31	18,019	112,302
令和5年度	91,639	3,788	25	17,906	113,358
令和6年度	89,074	3,496	27	15,774	108,371

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分						
納税義務者数		111,618	111,536	112,302	113,358	108,371
総所得金額	総所得金額	377,008,430	383,436,879	395,375,709	402,603,399	405,657,418
	山林所得金額 退職所得	1,372	0	0	0	3,281
	分離譲渡金額等	11,246,680	11,320,061	16,295,263	15,085,203	17,032,769
	計	388,256,482	394,756,940	411,670,972	417,688,602	422,693,468
所得控除額	雑損	6,183	4,252	926	547	6,069
	医療費	2,603,553	2,368,177	2,545,380	2,528,981	2,535,435
	社会保険料	65,248,697	65,656,532	66,138,185	67,872,317	69,392,686
	小規模共済	1,237,344	1,458,003	1,646,760	1,802,075	1,922,061
	生命保険料	3,629,078	3,639,401	3,664,354	3,662,702	3,551,556
	地震保険料	287,561	298,913	318,546	327,387	318,991
	障害者	1,017,440	1,021,480	1,044,100	1,060,780	963,400
	寡婦	549,760	180,180	180,700	178,620	178,620
	寡夫	65,780				
	ひとり親		434,100	455,100	447,300	384,900
	勤労学生	7,020	2,340	3,900	2,860	0
	配偶者	8,119,140	8,026,800	7,773,180	7,524,810	6,653,890
	配偶者特別	1,470,750	1,427,820	1,423,500	1,406,300	1,305,990
	扶養	6,925,030	6,928,530	6,917,310	6,789,640	6,268,980
	同居特障加算分	183,540	185,610	181,010	174,110	149,040
	基礎	36,833,940	47,741,570	48,036,920	48,496,090	46,341,400
計	128,184,816	139,373,708	140,329,871	142,274,519	139,973,018	
課税標準額	総所得金額	248,944,477	244,154,063	255,156,343	260,442,216	265,806,199
	山林所得金額 退職所得	1,318	0	0	0	3,281
	分離譲渡金額等	11,125,871	11,229,169	16,184,758	14,971,867	16,910,970
	計	260,071,666	255,383,232	271,341,101	275,414,083	282,720,450
算出税額		15,261,196	14,981,135	15,790,393	16,070,531	16,450,700
税額控除額等		551,313	673,172	811,306	922,404	1,968,602
調整控除		219,360	220,073	220,739	220,252	206,316
配当割額・株式等譲渡所得割額 控除		23,295	30,107	29,712	63,682	42,976
所得割額		14,467,228	14,057,783	14,728,636	14,904,193	14,232,806

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4月	49	8,253	59	12,572	42	20,063	38	11,483	29	4,242
5月	145	38,457	109	14,214	184	26,226	164	23,686	130	36,063
6月	34	8,193	48	7,863	42	16,327	28	3,084	38	9,069
7月	30	7,532	113	13,475	38	13,022	47	10,311		
8月	29	8,595	39	6,106	41	12,775	31	24,301		
9月	20	10,664	32	4,217	26	3,868	27	4,978		
10月	23	3,280	30	9,538	25	6,527	21	6,073		
11月	29	3,193	42	5,533	36	5,635	30	11,714		
12月	19	3,316	21	2,027	25	4,342	26	3,731		
1月	25	4,029	18	3,104	24	2,857	28	6,788		
2月	38	6,522	48	11,010	23	7,187	40	7,389		
3月	33	4,440	20	2,482	17	1,998	23	3,647		
合計	474	106,474	579	92,141	523	120,827	503	117,185	197	49,374

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	0	0	0	1	233	234
10万円超え 100万円以下	19,971	884	8	8,180	274	29,317
100万円超え 200万円以下	26,595	952	9	3,632	275	31,463
200万円超え 300万円以下	18,715	636	2	1,219	254	20,826
300万円超え 400万円以下	9,803	332	2	493	206	10,836
400万円超え 550万円以下	7,448	288	1	377	194	8,308
550万円超え 700万円以下	2,456	122	0	219	98	2,895
700万円超え 1,000万円以下	1,962	101	1	248	122	2,434
1,000万円超え	1,400	141	1	351	165	2,058
合 計	88,350	3,456	24	14,720	1,821	108,371
200万円以下	46,566	1,836	17	11,813	782	61,014
200万円超え 700万円以下	38,422	1,378	5	2,308	752	42,865
700万円超え	3,362	242	2	599	287	4,492

(7) 課税標準額段階別総所得金額(当初)

(単位:千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	0	0	0	697	3,650,953	3,651,650
10万円超え 100万円以下	29,317,815	1,357,655	12,137	12,010,408	2,762,317	45,460,332
100万円超え 200万円以下	68,929,604	2,486,348	22,263	8,965,322	2,330,358	82,733,895
200万円超え 300万円以下	71,995,042	2,348,755	7,296	4,434,574	2,540,979	81,326,646
300万円超え 400万円以下	50,302,450	1,609,213	9,755	2,368,375	3,100,174	57,389,967
400万円超え 550万円以下	49,481,415	1,771,127	6,875	2,315,688	2,957,739	56,532,844
550万円超え 700万円以下	20,513,375	965,023	0	1,705,464	2,354,846	25,538,708
700万円超え 1,000万円以下	20,613,119	1,024,849	11,587	2,444,951	2,174,798	26,269,304
1,000万円超え	28,346,591	3,547,020	16,810	6,431,240	5,448,461	43,790,122
合計	339,499,411	15,109,990	86,723	40,676,719	27,320,625	422,693,468
200万円以下	98,247,419	3,844,003	34,400	20,976,427	8,743,628	131,845,877
200万円超え 700万円以下	192,292,282	6,694,118	23,926	10,824,101	10,953,738	220,788,165
700万円超え	48,959,710	4,571,869	28,397	8,876,191	7,623,259	70,059,426

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する白色申告者			
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額	
		青色事業 専従者数	専従者 給与額	納税 義務者数		白色事業 専従者数	専従者		
									配偶者
平成27年度	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631
令和3年度	7,750	987	265	2,513,326	1,149	73	61	15	53,132
令和4年度	7,855	1,001	290	2,542,586	1,179	69	58	13	50,493
令和5年度	7,962	931	269	2,458,658	1,103	55	48	11	41,783
令和6年度	7,779	877	276	2,324,952	1,051	55	46	12	41,749

16 法人市民税

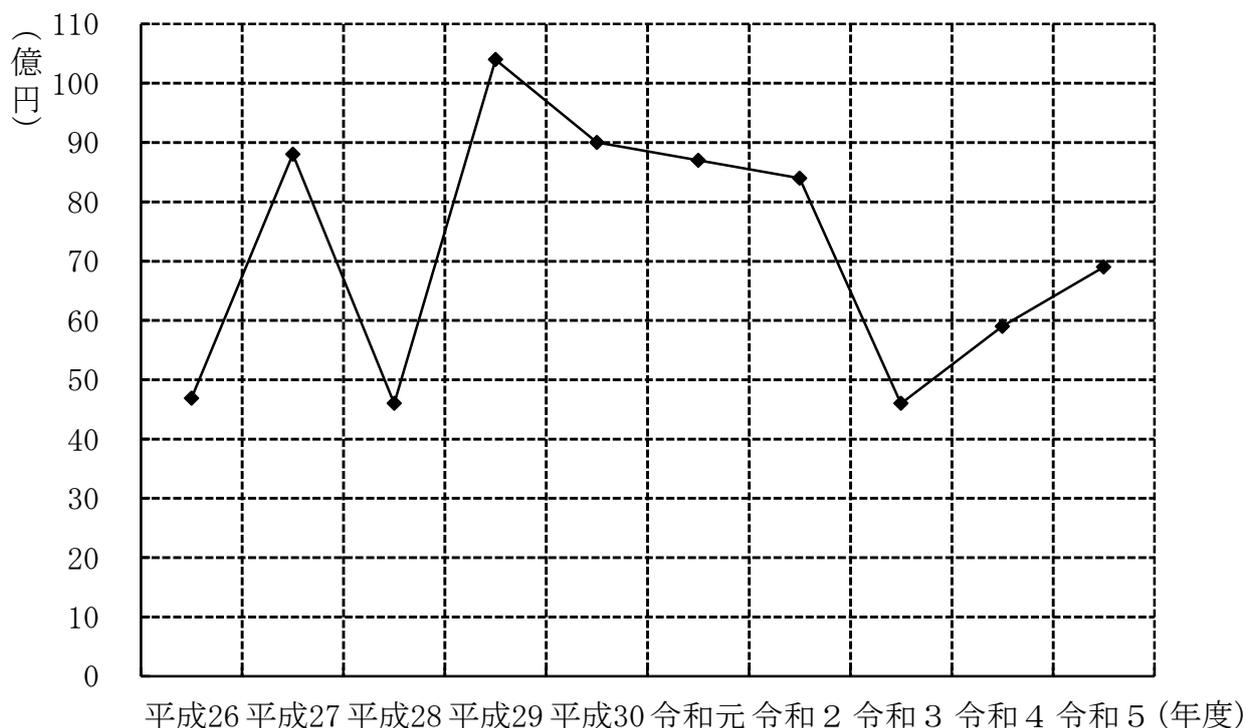
(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度	令和5年度	令和4年度	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
申告区分	確定・予定	14.7	0	0	122.3	69.5
		※1 12.1	0	0		
		※2 8.4	4,860,236	3,974,837	103.6	3.7
		13.5	0	0		
		※1 10.9	0	0	120.2	11.8
		※2 7.2	265,102	256,000		
		12.3	0	0	44.6	0.1
		※1 9.7	926	293		
	※2 6.0	827,187	688,894	120.0	0.1	
	14.7	0	0			
	修正・更正	※1 12.1	1,020	4,391	113.7	0.2
		※2 8.4	5,232	9,637		
		13.5	0	0	120.8	85.4
		※1 10.9	112	175		
		※2 7.2	1,242	953	99.0	14.6
		12.3	0	0		
※1 9.7		6,399	6,369	117.0	100.0	
※2 6.0		6,534	5,005			
小計		5,973,990	4,946,554	120.8	85.4	
均等割		1,018,589	1,029,356	99.0	14.6	
合計		6,992,579	5,975,910	117.0	100.0	
納税義務者数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	5,346	5,286	101.1	68.8
		第2号法人	66	70	94.3	0.8
		第3号法人	1,100	1,102	99.8	14.2
		第4号法人	136	132	103.0	1.8
		第5号法人	433	442	98.0	5.6
		第6号法人	74	74	100.0	1.0
		第7号法人	499	487	102.5	6.4
		第8号法人	35	38	92.1	0.5
		第9号法人・人格のない社団等	77	78	98.7	1.0
	合計		7,766	7,709	100.7	100.1

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位: 円・件・%)

年度 月	令和5年度		令和4年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4月	93,186,400	738	118,353,900	752	78.7
5月	254,263,000	1,544	234,898,900	1,459	108.2
6月	759,989,800	1,499	779,639,200	1,491	97.5
7月	2,521,650,900	1,044	1,934,943,300	1,076	130.3
8月	177,519,200	904	169,411,000	916	104.8
9月	156,662,500	814	149,684,100	895	104.7
10月	99,001,200	773	106,861,700	759	92.6
11月	2,275,559,400	1,482	1,682,573,000	1,599	135.2
12月	327,676,200	1,130	451,070,600	1,094	72.6
1月	64,884,800	523	64,320,600	507	100.9
2月	94,005,000	798	99,464,700	801	94.5
3月	168,180,200	816	184,689,400	646	91.1
合計	6,992,578,600	12,065	5,975,910,400	11,995	117.0

1.7 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	令和2年度	1,226,314,853	1,240,568,789
	令和3年度	1,198,410,527	1,214,081,935
	令和4年度	1,230,889,422	1,239,528,596
	令和5年度	1,255,227,052	1,260,159,428
	令和6年度	1,281,690,464	1,286,549,341
償 却 資 産	令和2年度	268,800,285	—
	令和3年度	245,977,488	—
	令和4年度	247,796,117	—
	令和5年度	250,416,510	—
	令和6年度	257,552,224	—
合 計	令和2年度	1,495,115,138	1,240,568,789
	令和3年度	1,444,388,015	1,214,081,935
	令和4年度	1,478,685,539	1,239,528,596
	令和5年度	1,505,643,562	1,260,159,428
	令和6年度	1,539,242,688	1,286,549,341

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価 筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	110,881	4,298,680	301,299	3,997,381	429,632	30,036	399,596	399,596	171	6,778	509	6,269	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	13	88,803		88,803	2,846,736		2,846,736	871,536	1	239		239	32,057	81,560
畑	一般畑	98,792	6,950,002	761,755	6,188,247	437,642	47,501	390,141	390,141	260	13,358	1,660	11,698	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	114,667	606,276	75	606,201	28,465,453	3,328	28,462,125	9,284,232	152	1,999	4	1,995	46,951	170,600
宅地	小規模住宅用地		11,038,634	4,106	11,034,528	715,091,655	161,512	714,930,143	118,193,439		73,094	347	72,747	64,781	611,342
	一般住宅用地		3,274,412	966	3,273,446	148,844,892	25,587	148,819,305	49,372,787		25,753	141	25,612	45,457	389,634
	商業地等 (非住宅用地)		7,737,581	21	7,737,560	518,140,715	1,583	518,139,132	298,655,318		10,447	10	10,437	66,964	921,302
	計	2,544,462	22,050,627	5,093	22,045,534	1,382,077,262	188,682	1,381,888,580	466,221,544	2,799	109,294	498	108,796	62,677	921,302
塩田															
鉱泉地		20		20	458		458	458		6		6	22,900	32,542	
池沼															
山林	一般山林	2,455,877	14,106,990	1,369,077	12,737,913	410,665	43,542	367,123	367,123	1,318	9,536	1,691	7,845	29	44
	介在山林	593	16,462		16,462	177,870		177,870	122,353	3	52		52	10,805	35,152
牧場		25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465	
原野	651	319,534	10,464	309,070	5,215	239	4,976	4,976	7	133	16	117	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	17,101	3,698,858		3,698,858	10,697,163		10,697,163	7,363,410	79	2,730		2,730	2,892	20,800
	遊園地等の用地	687,377								619					
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,760		35,760	939,221		939,221	574,027		62		62	26,265	71,666
	鉄軌道用地 (複合利用)	121	23,499		23,499	5,159,666		5,159,666	2,972,326	1	32		32	219,570	447,654
	その他の雑種地	1,146,708	5,408,758	103,753	5,305,005	185,288,821	105,432	185,183,389	114,938,712	2,851	16,119	1,375	14,744	34,257	430,800
	計	1,851,307	9,166,875	103,753	9,063,122	202,084,871	105,432	201,979,439	125,848,475	3,550	18,943	1,375	17,568	22,045	447,654
その他	17,955,594									80,939					
合計	25,132,837	57,629,927	2,551,516	55,078,411	1,616,947,735	418,760	1,616,528,975	603,522,365	89,200	160,370	5,753	154,617	28,057		

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	92,828	38,069,761	20,302,352	314	410,111	921,302
	普通商業区	620,181	75,828,132	37,346,729	1,514	122,268	389,634
	計	713,009	113,897,893	57,649,081	1,828		
住宅地区	併用住宅区	1,617,425	132,348,158	53,498,298	6,714	81,826	216,664
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,629,950	755,041,404	171,275,550	78,296	64,922	195,640
	計	13,247,375	887,389,562	224,773,848	85,010		
工業地区	大工場区	2,689,316	178,292,147	87,259,901	671	66,296	102,000
	中小工場区	1,919,799	123,114,378	69,032,934	2,752	64,129	122,208
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,609,115	301,406,525	156,292,835	3,423		
村落地区	集団地区	1,643,935	40,225,444	12,147,128	9,430	24,469	41,000
	村落地区	1,772,658	38,644,161	15,163,655	8,899	21,800	41,000
	計	3,416,593	78,869,605	27,310,783	18,329		
	観光地区	0	0	0	0	0	0
	農業用施設の用に供する宅地	59,442	324,995	194,997	204	5,467	5,512
	生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0
	合計	22,045,534	1,381,888,580	466,221,544	108,794		

(4) 家屋に関する概要調書

区分		所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総数		53,560	5,742,164	171,544,809	29,875
	法定免税点 未満のもの		1,281	38,822	79,287	2,042
	法定免税点 以上のもの		52,279	5,703,342	171,465,522	30,064
木 造 以 外	総数		17,596	9,772,160	509,169,344	52,104
	法定免税点 未満のもの		215	4,067	20,169	4,959
	法定免税点 以上のもの		17,381	9,768,093	509,149,175	52,124
合 計	総数		71,156	15,514,324	680,714,153	43,876
	法定免税点 未満のもの		1,496	42,889	99,456	2,319
	法定免税点 以上のもの		69,660	15,471,435	680,614,697	43,992

〈参考〉

実際免税点の額	200,000
---------	---------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	2,053
	法人	5,704
	計	7,757

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	67,743,939	67,666,972	32,250	67,634,722
	機 械 及 び 装 置	95,942,263	95,192,623	216,293	94,976,330
	船 舶	2,053	2,053		2,053
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,483,349	1,483,349		1,483,349
	工 具、器 具 及 び 備 品	66,011,948	65,920,790	90,727	65,830,063
	小 計 (ハ)	231,183,552	230,265,787	339,270	229,926,517
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	25,131,668	24,582,612		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,166,052	2,703,825		
	小 計 (ニ)	29,297,720	27,286,437		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	260,481,272	257,552,224			
内訳	市 町 村 分 の 額		257,552,224		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したものうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第2項	247
	第9項	3,958
	第20項	160,609
	旧第18項	904
法附則第15条	第2項	20,010
	第30項	2,474
	第36項	112
	第44項	133,606
	旧第3項	4,207
	旧第7項	333
	旧第32項	12,810
	旧第41項	0
旧法附則第64条	0	
合 計	339,270	

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
	平成27年度	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2
平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,635
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635
令和3年度	8.2	13.7	37.9	24.7	15.5	57,578
令和4年度	8.0	13.4	38.2	24.6	15.8	57,526
令和5年度	8.0	13.3	38.2	24.6	15.9	57,524
令和6年度	7.6	13.1	38.3	24.6	16.4	57,630

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成27年度	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686
令和3年度	70,765	53,153	※ 17,612	15,291,653	5,654,195	9,637,458
令和4年度	70,887	53,265	※ 17,622	15,369,603	5,679,851	9,689,752
令和5年度	70,952	53,336	※ 17,616	15,428,636	5,702,808	9,725,828
令和6年度	71,156	53,560	※ 17,596	15,514,324	5,742,164	9,772,160

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和6年4月1日現在（単位：台・円）

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	10,103	14	10,117	14	0	10,103	2,000	20,206,000	
	特定原付	29	0	29	0	0	29	2,000	58,000	
	50cc超 90cc以下	899	2	901	2	0	899	2,000	1,798,000	
	90cc超 125cc以下	5,262	44	5,306	44	3	5,259	2,400	12,621,600	
	ミニカー	324	0	324	0	0	324	3,700	1,198,800	
	小計	16,617	60	16,677	60	3	16,614		35,882,400	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車 (側車付の ものを含む)	4,356	11	4,367	11	5	4,351	3,600	15,663,600	
	三輪車	7	0	7	0	0	7	※	32,200	
	四 輪 車	乗 用	営業用	24	0	24	0		24	174,200
			自家用	35,549	15	35,564	15		494	35,055
		米軍	1	0	1	0	0		1	3,000
	貨 物 用	営業用	1,220	0	1,220	0	2		1,218	4,598,400
		自家用	10,011	43	10,054	43	69		9,942	51,509,900
	農耕用	1,469	3	1,472	3	0	1,469	2,400	3,525,600	
	特殊作業用	383	2	385	2	0	383	5,900	2,259,700	
	小計	53,020	74	53,094	74	570	52,450		444,812,400	
二輪の小型自動車		4,290	39	4,329	39	0	4,290	6,000	25,740,000	
合計		73,927	173	74,100	173	573	73,354		506,434,800	

※P.37(2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(2) 軽自動車税 (種別割) に関する調べ (当初、三輪・四輪内訳)

令和6年4月1日現在 (単位: 台・円)

車種	区分	賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
三輪	標準税率 (新税率)	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
	重課税率	7	0	7	0	0	7	4,600	32,200		
	軽課税率 (75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
	軽課税率 (50%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
	軽課税率 (25%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
	小計	7	0	7	0	0	7		32,200		
四輪	営業用	標準税率 (新税率)	7	0	7	0	0	7	6,900	48,300	
		旧税率	5	0	5	0	0	5	5,500	27,500	
		重課税率	12	0	12	0	0	12	8,200	98,400	
		軽課税率 (75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
		軽課税率 (50%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
		軽課税率 (25%軽減)	0	0	0	0	0	0	5,200	0	
	乗用	標準税率 (新税率)	19,048	11	19,059	11	278	18,770	10,800	202,716,000	
		旧税率	7,820	2	7,822	2	111	7,709	7,200	55,504,800	
		重課税率	8,504	2	8,506	2	105	8,399	12,900	108,347,100	
		軽課税率 (75%軽減)	177	0	177	0	0	177	2,700	477,900	
		軽課税率 (50%軽減)									
		軽課税率 (25%軽減)									
	米軍	特例	1	0	1	0	0	1	3,000	3,000	
	貨物	営業用	標準税率 (新税率)	723	0	723	0	0	723	3,800	2,747,400
			旧税率	252	0	252	0	1	251	3,000	753,000
			重課税率	245	0	245	0	1	244	4,500	1,098,000
			軽課税率 (75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			軽課税率 (50%軽減)								
			軽課税率 (25%軽減)								
自家用		標準税率 (新税率)	5,010	25	5,035	25	24	4,986	5,000	24,930,000	
		旧税率	1,583	1	1,584	1	12	1,571	4,000	6,284,000	
		重課税率	3,415	17	3,432	17	33	3,382	6,000	20,292,000	
		軽課税率 (75%軽減)	3	0	3	0	0	3	1,300	3,900	
		軽課税率 (50%軽減)									
		軽課税率 (25%軽減)									
小計	46,805	58	46,863	58	565	46,240		423,331,300			
合計	46,812	58	46,870	58	565	46,247		423,363,500			

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(3) 軽自動車税(種別割) 車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	令和4年度		令和5年度		令和6年度				
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比		
原動機付自転車	50cc以下	10,641	98.6	10,300	96.8	10,103	98.1	13.8	
		21,282,000	98.6	20,600,000	96.8	20,206,000	98.1	4.0	
機付自転車	特定原付	0	0.0	0	0.0	29	皆増	0.0	
		0	0.0	0	0.0	58,000	皆増	0.0	
転車	50cc超	872	103.7	891	102.2	899	100.9	1.3	
	90cc以下	1,744,000	103.7	1,782,000	102.2	1,798,000	100.9	0.4	
小計	90cc超	4,923	105.1	5,089	103.4	5,259	103.3	7.2	
	125cc以下	11,815,200	105.1	12,213,600	103.4	12,621,600	103.3	2.5	
軽自動車及び小型特殊自動車	ミニカー	270	107.1	295	109.3	324	109.8	0.4	
		999,000	107.1	1,091,500	109.3	1,198,800	109.8	0.2	
軽自動車及び小型特殊自動車	小計	16,706	100.9	16,575	99.2	16,614	100.2	22.7	
		35,840,200	101.2	35,687,100	99.6	35,882,400	100.5	7.1	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車(側車付きのものを含む)	4,165	102.8	4,232	101.6	4,351	102.8	5.9	
		14,994,000	102.8	15,235,200	101.6	15,663,600	102.8	3.1	
軽自動車及び小型特殊自動車	三輪車	9	112.5	8	88.9	7	87.5	0.0	
		41,400	112.5	36,800	88.9	32,200	87.5	0.0	
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	営業用	0	—	8	皆増	24	300.0	0.0
		自家用	0	—	50,800	皆増	174,200	342.9	0.0
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	米軍	33,792	101.5	34,339	101.6	35,055	102.1	47.8
			341,227,800	105.2	353,643,000	103.6	367,045,800	103.8	72.5
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪	米軍	1	100.0	0	—	1	皆増	0.0
			3,000	100.0	0	—	3,000	皆増	0.0
軽自動車及び小型特殊自動車	貨物用	営業用	1,100	113.5	1,246	113.3	1,218	97.8	1.7
		自家用	4,034,700	114.6	4,629,400	114.7	4,598,400	99.3	0.9
軽自動車及び小型特殊自動車	貨物用	自家用	9,948	102.5	9,985	100.4	9,942	99.6	13.6
			50,604,000	103.9	51,300,300	101.4	51,509,900	100.4	10.2
軽自動車及び小型特殊自動車	農耕用	1,470	101.2	1,465	99.7	1,469	100.3	2.0	
		3,528,000	101.2	3,516,000	99.7	3,525,600	100.3	0.7	
軽自動車及び小型特殊自動車	特殊作業用	373	101.9	380	101.9	383	100.8	0.5	
		2,200,700	101.9	2,242,000	101.9	2,259,700	100.8	0.4	
軽自動車及び小型特殊自動車	小計	50,858	102.0	51,663	101.6	52,450	101.5	71.5	
		416,633,600	105.0	430,653,500	103.4	444,812,400	103.3	87.8	
二輪の小型自動車		4,004	103.4	4,172	104.2	4,290	102.8	5.8	
		24,024,000	103.4	25,032,000	104.2	25,740,000	102.8	5.1	
合計		71,568	101.8	72,410	101.2	73,354	101.3	100.0	
		476,497,800	104.6	491,372,600	103.1	506,434,800	103.1	100.0	

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額 (10月末まで)

(単位：円)

年度 月	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	4,850,800	3,476,400	4,116,900
5月	5,572,200	2,992,100	4,372,800
6月	3,181,700	2,986,600	3,071,200
7月	2,968,200	1,993,900	3,334,400
8月	3,795,200	2,733,800	4,168,600
9月	3,388,000	2,050,700	3,951,000
10月	3,162,800	2,619,500	3,764,200
11月	6,862,100	3,061,300	
12月	4,074,100	3,060,800	
1月	4,062,200	3,060,000	
2月	3,506,700	2,754,400	
3月	2,968,500	3,321,900	
合計	48,392,500	34,111,400	26,779,100

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	令和3年度	対前年度比 (%)	令和4年度	対前年度比 (%)	令和5年度	対前年度比 (%)
4月	159,867,416	109.5	164,866,557	103.1	184,021,607	111.6
	26,113,593	101.8	25,162,784	96.4	28,086,326	111.6
5月	154,067,506	111.8	168,089,483	109.1	159,706,604	95.0
	25,166,205	104.0	25,654,683	101.9	24,375,245	95.0
6月	148,400,683	106.4	159,588,183	107.5	178,557,219	111.9
	24,240,556	98.9	24,357,171	100.5	27,252,323	111.9
7月	157,135,363	106.9	170,556,375	108.5	173,409,529	101.7
	25,667,325	99.4	26,031,193	101.4	26,466,656	101.7
8月	154,509,061	99.2	168,924,673	109.3	170,890,666	101.2
	25,238,331	92.2	25,782,154	102.2	26,082,214	101.2
9月	151,229,207	103.4	175,185,180	115.8	174,335,130	99.5
	24,702,582	96.1	26,737,665	108.2	26,607,926	99.5
10月	201,106,151	104.0	173,239,877	86.1	170,944,392	98.7
	32,849,747	96.7	26,440,763	80.5	26,090,414	98.7
11月	126,442,136	106.6	166,343,402	131.6	166,705,936	100.2
	19,297,780	99.6	25,388,187	131.6	25,443,519	100.2
12月	153,653,599	109.2	168,999,182	110.0	165,020,205	97.6
	23,451,404	102.0	25,793,526	110.0	25,186,234	97.6
1月	178,313,340	114.9	172,787,136	96.9	172,551,094	99.9
	27,215,101	107.4	26,371,663	96.9	26,335,637	99.9
2月	147,103,478	106.7	154,319,309	104.9	165,360,614	107.2
	22,451,691	99.7	23,553,008	104.9	25,238,189	107.2
3月	145,548,551	107.4	153,435,791	105.4	151,229,234	98.6
	22,214,370	100.3	23,418,161	105.4	23,081,385	98.6
手持品 課税	6,281,833		0		0	
	14,608,996		0		0	
合計	1,883,658,324	107.0	1,996,335,148	106.0	2,032,732,230	101.8
	313,217,681	99.7	304,690,958	97.3	310,246,068	101.8

年度	区分 売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
平成30年度	350,706,953		1,801,439,181
令和元年度	323,872,467	[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円	1,834,125,827
令和2年度	314,278,804	[令和2年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,122円	1,759,944,727
令和3年度	313,217,681	[令和3年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,552円	1,883,658,324
令和4年度	304,690,958		1,996,335,148
令和5年度	310,246,068		2,032,732,230

20 入湯税に関する調べ

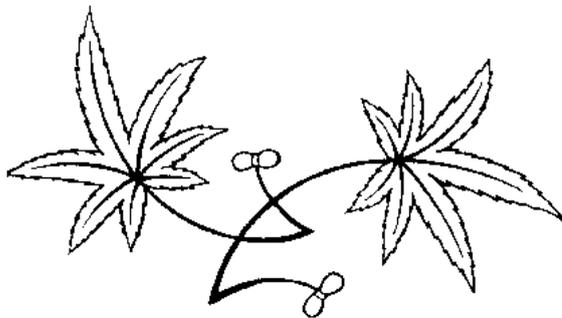
区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	16,211人	16,773人	18,495人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	1,351人	1,398人	1,541人
特別徴収義務者数	飯山地区 2軒	飯山地区 1軒	飯山地区 1軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 10軒	計 9軒	計 9軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	186,900	102.8	193,950	103.8	252,450	130.2
5月	147,450	373.8	190,650	129.3	186,150	97.6
6月	166,200	446.8	218,700	131.6	232,500	106.3
7月	100,650	132.6	165,000	163.9	168,450	102.1
8月	152,550	110.8	167,550	109.8	181,950	108.6
9月	204,450	67.9	199,950	97.8	222,300	111.2
10月	131,100	48.7	185,700	141.6	188,850	101.7
11月	180,000	56.4	224,100	124.5	242,700	108.3
12月	315,150	81.1	260,850	82.8	280,200	107.4
1月	351,000	107.3	271,800	77.4	298,500	109.8
2月	302,400	199.6	231,450	76.5	258,150	111.5
3月	193,800	148.2	206,250	106.4	262,050	127.1
合計	2,431,650	103.0	2,515,950	103.5	2,774,250	110.3

第3章 納税



市の木 もみじ

(昭和44年2月1日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和4年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	20,149,000,000	21,322,019,859	21,117,888,348	115,279	204,016,232	104.81	99.04	99.29
内 訳	個人	14,250,000,000	15,346,109,459	15,153,134,680	115,279	192,859,500	106.34	98.74	99.11
	法人	5,899,000,000	5,975,910,400	5,964,753,668	0	11,156,732	101.11	99.81	99.84
内 訳	固定資産税	20,198,095,000	20,495,017,200	20,448,513,998	89,375	46,413,827	101.24	99.77	99.75
	土地・家屋	16,707,095,000	16,880,166,900	16,835,773,996	89,375	44,303,529	100.77	99.74	99.70
	償却資産	3,398,000,000	3,520,927,500	3,518,817,202	0	2,110,298	103.56	99.94	99.99
内 訳	国有資産交付金	93,000,000	93,922,800	93,922,800	0	0	100.99	100.00	100.00
	軽自動車税	513,230,000	522,932,100	516,722,816	0	6,209,284	100.68	98.81	98.94
内 訳	環境性能割	43,300,000	48,392,500	48,392,500	0	0	111.76	100.00	100.00
	種別割	469,930,000	474,539,600	468,330,316	0	6,209,284	99.66	98.69	98.88
分	市たばこ税	1,882,794,000	1,996,335,148	1,996,335,148	0	0	106.03	100.00	100.00
	都市計画税	2,440,795,000	2,460,818,300	2,454,346,629	13,025	6,458,646	100.56	99.74	99.70
	入湯税	2,204,000	2,515,950	2,515,950	0	0	114.15	100.00	100.00
	計	45,186,118,000	46,799,638,557	46,536,322,889	217,679	263,097,989	102.99	99.44	99.55
滞 納	市民税	139,269,000	235,389,962	131,138,142	22,899,266	81,352,554	94.16	55.71	76.64
	個人	125,894,000	215,302,553	123,864,745	21,364,987	70,072,821	98.39	57.53	75.56
内 訳	法人	13,375,000	20,087,409	7,273,397	1,534,279	11,279,733	54.38	36.21	79.74
	固定資産税	84,412,000	159,594,585	54,262,111	12,736,648	92,595,826	64.28	34.00	50.50
内 訳	土地・家屋	72,195,000	154,285,194	52,376,085	11,355,366	90,553,743	72.55	33.95	42.42
	償却資産	12,217,000	5,309,391	1,886,026	1,381,282	2,042,083	15.44	35.52	88.94
越 分	軽自動車税	5,657,000	12,072,190	4,078,362	794,124	7,199,704	72.09	33.78	36.99
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	10,578,000	22,681,419	7,699,792	1,669,830	13,311,797	72.79	33.95	42.42
内 訳	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	239,918,000	429,738,156	197,178,407	38,099,868	194,459,881	82.19	45.88	62.61
	市税総計	45,426,036,000	47,229,376,713	46,733,501,296	38,317,547	457,557,870	102.88	98.95	99.11
	前年度同期	43,145,198,000	44,591,403,592	44,195,557,937	24,498,742	371,346,913	102.43	99.11	98.97

2 1 市税収入実績調べ

令和5年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	22,063,000,000	22,538,301,224	22,305,182,302	676,504	232,442,418	101.10	98.97	99.04
内 訳	個人	15,020,000,000	15,545,722,624	15,322,272,191	626,504	222,823,929	102.01	98.56	98.74
	法人	7,043,000,000	6,992,578,600	6,982,910,111	50,000	9,618,489	99.15	99.86	99.81
内 訳	固定資産税	20,684,024,000	20,741,697,700	20,676,358,092	1,213,961	64,125,647	99.96	99.68	99.77
	土地・家屋	17,158,243,000	17,171,866,800	17,116,498,992	1,213,961	54,153,847	99.76	99.68	99.74
	償却資産	3,431,781,000	3,482,379,100	3,472,407,300	0	9,971,800	101.18	99.71	99.94
内 訳	国有資産交付金	94,000,000	87,451,800	87,451,800	0	0	93.03	100.00	100.00
	軽自動車税	535,894,000	523,073,800	516,166,969	38,700	6,868,131	96.32	98.68	98.81
内 訳	環境性能割	47,288,000	34,111,400	34,111,400	0	0	72.14	100.00	100.00
	種別割	488,606,000	488,962,400	482,055,569	38,700	6,868,131	98.66	98.59	98.69
分	市たばこ税	1,873,176,000	2,032,732,230	2,032,732,230	0	0	108.52	100.00	100.00
	都市計画税	2,491,211,000	2,494,714,000	2,486,670,212	176,442	7,867,346	99.82	99.68	99.74
	入湯税	2,532,000	2,774,250	2,774,250	0	0	109.57	100.00	100.00
	計	47,649,837,000	48,333,293,204	48,019,884,055	2,105,607	311,303,542	100.78	99.35	99.44
滞 納	市民税	120,009,000	343,539,435	152,487,032	29,021,305	162,031,098	127.06	44.39	55.71
	個人	114,870,000	320,882,970	147,925,692	23,220,818	149,736,460	128.78	46.10	57.53
内 訳	法人	5,139,000	22,656,465	4,561,340	5,800,487	12,294,638	88.76	20.13	36.21
	固定資産税	58,017,000	143,050,413	48,587,677	35,033,174	59,429,562	83.75	33.97	34.00
内 訳	土地・家屋	55,778,000	138,338,132	46,659,159	34,348,376	57,330,597	83.65	33.73	33.95
	償却資産	2,239,000	4,712,281	1,928,518	684,798	2,098,965	86.13	40.93	35.52
越 分	軽自動車税	4,257,000	13,338,688	4,817,671	760,840	7,760,177	113.17	36.12	33.78
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	7,535,000	20,278,128	6,839,476	5,032,931	8,405,721	90.77	33.73	33.95
分	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	189,820,000	520,206,664	212,731,856	69,848,250	237,626,558	112.70	40.89	45.88
	市税総計	47,839,657,000	48,853,499,868	48,232,615,911	71,953,857	548,930,100	100.82	98.73	98.95
	前年度同期	45,426,036,000	47,229,376,713	46,733,501,296	38,317,547	457,557,870	102.88	98.95	99.11

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区分 税目		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市県民税	普通徴収	23,252	14.29	22,259	14.02	22,473	13.57	23,543	14.06
	特別徴収	6,028	2.72	5,841	2.64	6,418	2.83	7,201	3.14
法人市民税		442	4.36	457	4.45	534	5.05	573	5.37
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		31,695	8.20	30,766	7.94	31,040	7.93	30,993	7.91
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税		8,571	16.91	7,680	15.09	8,032	15.61	8,252	15.99
合計		69,988	8.42	67,003	8.08	68,497	8.10	70,562	8.29

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分					
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	160	138	66	98
	税 額	95,387,518	58,078,117	330,102,806	42,893,611
動産差押	件 数	67	72	59	97
	税 額	42,546,940	56,540,678	165,757,563	1,207,687,442
債権差押	件 数	2,247	2,408	1,708	1,921
	税 額	814,747,637	632,652,048	828,270,384	621,476,030
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	68	37	42	26
	税 額	63,235,548	16,077,112	280,146,373	337,739,460
交付要求 〔不動産〕	件 数	120	148	72	74
	税 額	43,513,460	30,152,326	17,661,884	160,178,348
合 計	件 数	2,662	2,803	1,947	2,216
	税 額	1,059,431,103	793,500,281	1,621,939,010	2,369,974,891

第 4 章 その他の資料

2.4 市税証明等発行件数

(単位：件)

種 類		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁		14,513	14,996	16,915	14,207	
	連絡所		8,421	7,868	8,346	7,197	
	合計		22,934	22,864	25,261	21,404	
各種市税納税証明	本庁		4,026	4,150	4,882	4,911	
	連絡所		875	752	770	961	
	合計		4,901	4,902	5,652	5,872	
*軽自動車税(種別割) 車検用納税証明	本庁		1,061	1,095	1,014	627	
	連絡所		2,738	2,953	2,565	994	
	合計		3,799	4,048	3,579	1,621	
法人所在証明	本庁		155	136	132	137	
固定資産	各種証明	本庁		7,190	7,584	7,595	7,856
		連絡所		1,033	1,107	863	927
		合計		8,223	8,691	8,458	8,783
	住宅用家屋証明	本庁		1,343	1,173	976	921
	*手数料免除分 (生活扶助者、 特別学校就学支援、 公用請求)	合計		717	939	1,035	
証明発行総合計				41,355	42,531	44,997	39,773

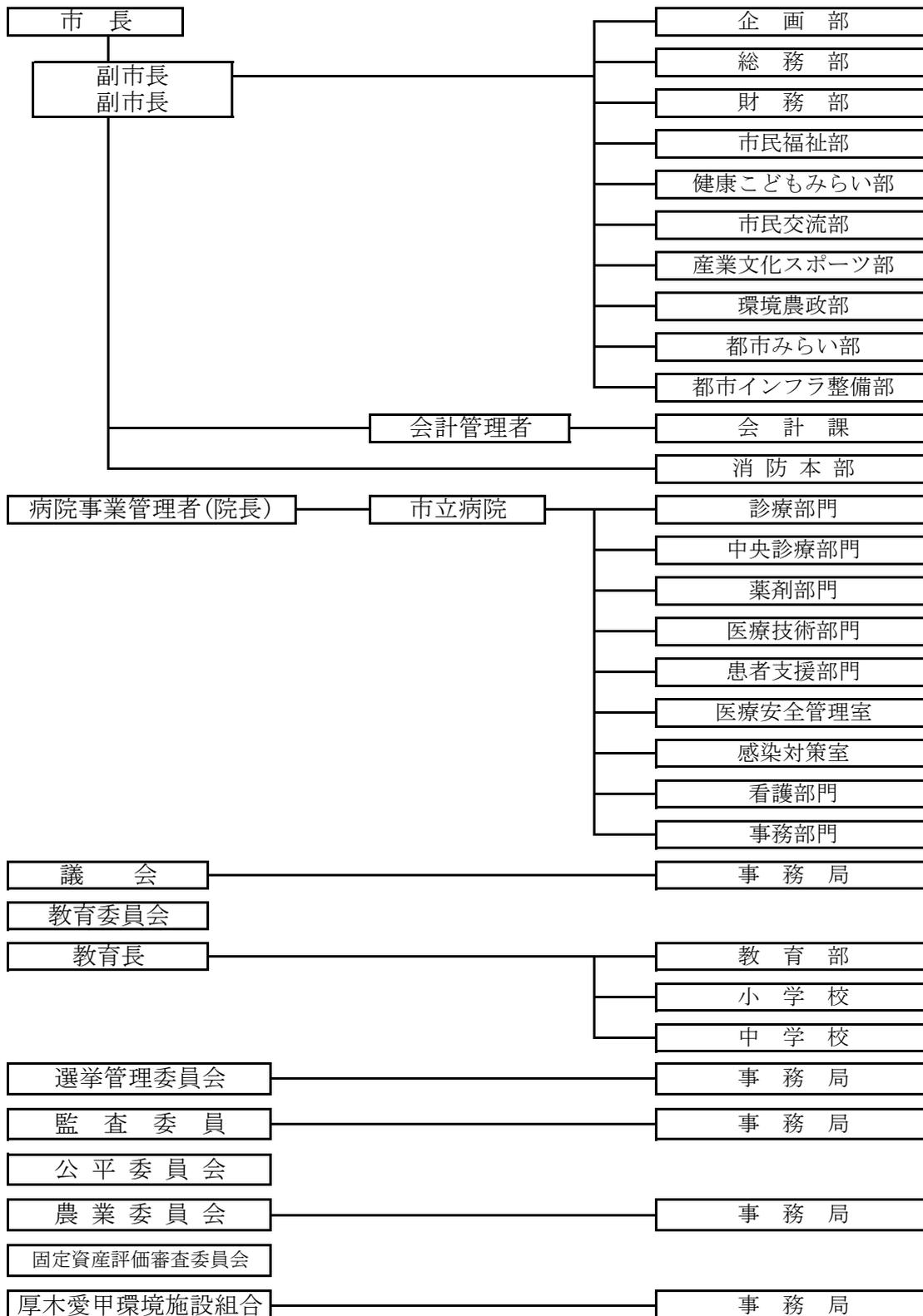
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数。

注 *は「手数料免除分」で、本庁と連絡所の合計件数。令和3年度から集計開始。

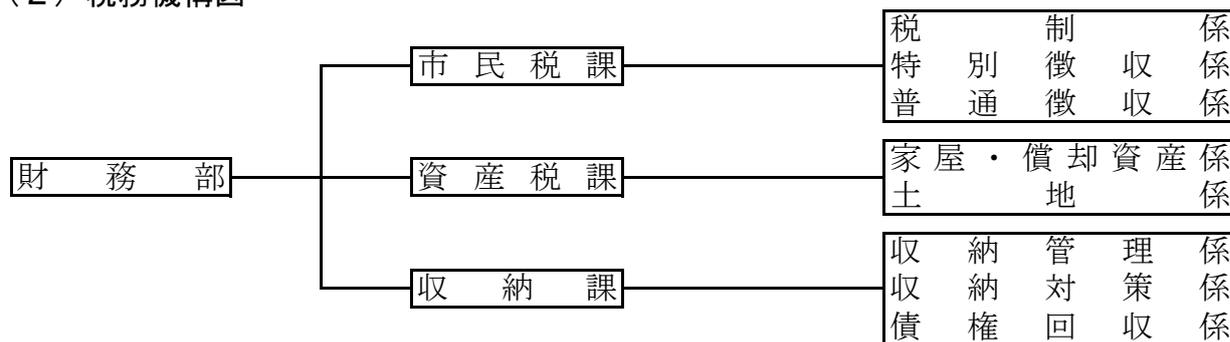
25 行政機構と税務事務分掌

令和6年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税(固定資産税及び都市計画税を除く。)の審査請求に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税(固定資産税及び都市計画税に限る。)の審査請求に関すること。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所属に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 市営住宅の家賃及び使用料の滞納分(他課の所管に属するものを除く。)の徴収に関すること。

26 税務職員係別人員調べ

(令和5年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	2	-	2	1	7	25
		特別徴収係	1 (兼係長)	2	1	-	3	1	8	
		普通徴収係	1 (兼係長)	2	-	1	5	0	9	
務	資産税課	家屋・償却資産係	1 (兼係長)	2	3	3	2	3	14	23
		土地係	-	1 (兼係長)	1	-	5	1	8	
部	収納課	収納管理係	1 (兼係長)	-	1	1	3	-	6	30
		収納対策係	1 (兼係長)	1	6	1	6	1	16	
		債権回収係	1 (兼係長)	1	2	-	2	1	7	
計	3		7	10	16	6	28	8		78

27 電算事務実施状況

区分		入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市	個人徴収	普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等 年金支払報告書(磁気媒体)等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託している。それ 以降の処理については、オンラインで端末 より更新し、帳票類を出力する。	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入 H31. 1 住民税試算システム導入 R 3. 2 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告開始
		特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算し、 それ以降の課税・変更については、オンラ インで端末より更新し、月1回バッチ処理 する。帳票類の打出し等は外部委託してい る。	
	法人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。	S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
軽自動車税	軽自動車税申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動勧告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチ処理で賦課計算後、随時賦課異 動処理及び翌年度に向けての新規登録処理 を端末との会話型処理で行う。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入 R 5. 1 軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)稼働開始 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)稼働開始	
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報デー タにより本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入	

28 市税の税率等一覧表（令和6年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																																																						
市税	1月1日	個人	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table> <p>定額減税 前年の合計所得金額1,805万円以下の納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年個人住民税から1万円を減税。</p>	税率		均等割	3,000 円	所得割	6 %	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																																																																																
		税率																																																																																																								
均等割	3,000 円																																																																																																									
所得割	6 %																																																																																																									
法人	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="3">法人税割</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>5億円以上の法人</td> <td colspan="2">100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td colspan="2">100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>1億円未満の法人</td> <td colspan="2">100分の6.0</td> </tr> <tr> <th colspan="3">均等割</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事務所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">均等割</td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> <td>50,000 円 120,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	法人税割			資本金等の額	税率		5億円以上の法人	100分の8.4		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2		1億円未満の法人	100分の6.0		均等割			資本金等の額	市内事務所等の従業者数	税率	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円	均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	50,000 円 120,000 円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円	50人を超えるもの	150,000 円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円	50人を超えるもの	400,000 円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内																																																									
法人税割																																																																																																										
資本金等の額	税率																																																																																																									
5億円以上の法人	100分の8.4																																																																																																									
1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2																																																																																																									
1億円未満の法人	100分の6.0																																																																																																									
均等割																																																																																																										
資本金等の額	市内事務所等の従業者数	税率																																																																																																								
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円																																																																																																								
均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	50,000 円 120,000 円																																																																																																							
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円																																																																																																							
		50人を超えるもの	150,000 円																																																																																																							
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円																																																																																																							
		50人を超えるもの	400,000 円																																																																																																							
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円																																																																																																							
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																																																								
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																																																								
固定資産税	1月1日	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～1月6日 4期 2月1日～2月28日																																																																																																						
軽自動車税 (種別割)	4月1日	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>第一種 特定小型原付(0.6kw以下) 一般原付(50cc以下)</td> <td>2,000 円</td> <td rowspan="3">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>6,900 円</td> <td rowspan="3">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>第二種乙 50cc超～90cc以下</td> <td>2,000 円</td> <td>経過措置</td> <td>5,500 円</td> <td>経過措置</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>第二種甲 90cc超～125cc以下</td> <td>2,400 円</td> <td>重課</td> <td>8,200 円</td> <td>重課</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> <td>軽課50%</td> <td>1,800 円</td> <td>軽課50%</td> <td>1,000 円</td> <td>軽課50%</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用 特殊作業用</td> <td>2,400 円 5,900 円</td> <td>軽課25%</td> <td>3,500 円</td> <td>軽課25%</td> <td>5,200 円</td> <td>軽課25%</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="3">自家用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="3">自家用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>年額</td> <td>6,000 円</td> <td>経過措置</td> <td>7,200 円</td> <td>経過措置</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車三輪</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,900 円</td> <td>重課</td> <td>12,900 円</td> <td>重課</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車三輪</td> <td>経過措置</td> <td>3,100 円</td> <td>軽課75%</td> <td>2,700 円</td> <td>軽課75%</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>4,600 円</td> <td>軽課50%</td> <td></td> <td>軽課50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>1,000 円</td> <td>軽課25%</td> <td></td> <td>軽課25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課50%(※)</td> <td>2,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽課25%(※)</td> <td>3,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(※) 乗用営業用の車両のみ対象</p>	車種		税率	車種		税率	車種		税率	原動機付自転車	第一種 特定小型原付(0.6kw以下) 一般原付(50cc以下)	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円	第二種乙 50cc超～90cc以下	2,000 円	経過措置	5,500 円	経過措置	3,000 円	第二種甲 90cc超～125cc以下	2,400 円	重課	8,200 円	重課	4,500 円	ミニカー	3,700 円	軽課50%	1,800 円	軽課50%	1,000 円	軽課50%	1,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用 特殊作業用	2,400 円 5,900 円	軽課25%	3,500 円	軽課25%	5,200 円	軽課25%	年額	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	自家用	通常(新税率)	1,000 円	自家用	通常(新税率)	5,000 円	二輪の小型自動車(250cc超)	年額	6,000 円	経過措置	7,200 円	経過措置	4,000 円	軽自動車三輪	通常(新税率)	3,900 円	重課	12,900 円	重課	6,000 円	軽自動車三輪	経過措置	3,100 円	軽課75%	2,700 円	軽課75%	1,300 円	重課	4,600 円	軽課50%		軽課50%		軽課75%	1,000 円	軽課25%		軽課25%		軽課50%(※)	2,000 円						軽課25%(※)	3,000 円					普通徴収 5月1日～5月31日
車種		税率	車種		税率	車種		税率																																																																																																		
原動機付自転車	第一種 特定小型原付(0.6kw以下) 一般原付(50cc以下)	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円																																																																																																		
	第二種乙 50cc超～90cc以下	2,000 円		経過措置	5,500 円		経過措置	3,000 円																																																																																																		
	第二種甲 90cc超～125cc以下	2,400 円		重課	8,200 円		重課	4,500 円																																																																																																		
ミニカー	3,700 円	軽課50%	1,800 円	軽課50%	1,000 円	軽課50%	1,000 円																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用 特殊作業用	2,400 円 5,900 円	軽課25%	3,500 円	軽課25%	5,200 円	軽課25%	年額																																																																																																		
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	自家用	通常(新税率)	1,000 円	自家用	通常(新税率)	5,000 円																																																																																																		
二輪の小型自動車(250cc超)	年額	6,000 円		経過措置	7,200 円		経過措置	4,000 円																																																																																																		
軽自動車三輪	通常(新税率)	3,900 円		重課	12,900 円		重課	6,000 円																																																																																																		
軽自動車三輪	経過措置	3,100 円	軽課75%	2,700 円	軽課75%	1,300 円																																																																																																				
	重課	4,600 円	軽課50%		軽課50%																																																																																																					
	軽課75%	1,000 円	軽課25%		軽課25%																																																																																																					
	軽課50%(※)	2,000 円																																																																																																								
	軽課25%(※)	3,000 円																																																																																																								
市たばこ税		卸売販売業者等	1,000本につき6,552円	申告納付 毎月翌月末日まで																																																																																																						
入湯税		入湯客	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																																																																						
都市計画税	1月1日	市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																																																																						

29 市税税率の変遷

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～24年度	平成25年度	平成26年度	
市民税	均 等 割	2,500円			3,000円				3,500円		
	個人所得割	200万円以下 3% 200万円超え700万円以下 8% 700万円超え 10%					課税標準の6% (一律)				
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率					
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円					
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円							
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円							
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円							
		50人以下であるもの		160,000 円							
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円							
		50人以下であるもの		130,000 円							
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円							
上記の法人以外の法人等				50,000 円							
	法人税割	昭和56年改正 (昭和56年8月1日以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%							平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%		
固定資産税	土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満										
軽自動車税	昭和60年改正										
	車 種 区 分		税率(年額)		車 種 区 分		税率(年額)				
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円				
			営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円				
		貨物用	自家用	4,000 円		90cc超125cc以下	1,600 円				
			営業用	3,000 円		ミニカー	2,500 円				
	軽 三 輪		3,100 円		軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400 円				
					二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円				
				小型特殊農耕作業用		1,600 円					
				自動車特殊作業用		4,700 円					
市たばこ税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用		
特別土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3%			新たな課税の停止							
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円			課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用							
都市計画税	課税標準の0.2%										
備 考											

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度																																																																																									
市民税	均 等 割	3,500円																																																																																														
	個 人 所 得 割	課税標準の6% (一律)																																																																																														
	法 人 均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																																																										
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																																																										
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																																																												
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																																																												
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																																																												
		50人以下であるもの		160,000 円																																																																																												
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																																																												
		50人以下であるもの		130,000 円																																																																																												
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																																																												
上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																																																												
	法 人 税 割	平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%				平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																																																																																										
固 定 資 産 税		(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																														
軽自動車税		平成27年改正(平成28年度課税から)				令和元年改正(令和元年10月1日から)																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="7">税率(年額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率 (75%軽減)</th> <th>軽課税率 (50%軽減)</th> <th>軽課税率 (25%軽減)</th> <th>原動機付 自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小型特殊農耕作業用 自動車 特殊作業用</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> </tbody> </table>						車種区分	税率(年額)							車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付 自転車	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	50cc以下	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円	軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円										二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円										小型特殊農耕作業用 自動車 特殊作業用	2,400円 5,900円
車種区分	税率(年額)								車種区分	税率(年額)																																																																																						
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付 自転車																																																																																									
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	50cc以下	2,000円																																																																																						
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																						
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																						
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円																																																																																						
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円																																																																																						
									二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円																																																																																						
									小型特殊農耕作業用 自動車 特殊作業用	2,400円 5,900円																																																																																						
市たばこ税		※ 前項参照	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用	千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用																																																																																									
特別土地保有税		新たな課税の廃止																																																																																														
入 湯 税		1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																														
都 市 計 画 税		課税標準の0.2%																																																																																														
備 考																																																																																																

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																																																																																																	
市民税	個人	均等割 3,500円			3,000円																																																																																																																																																																	
	個人	所得割 課税標準の6% (一律)																																																																																																																																																																				
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下であるもの	160,000円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下であるもの	130,000円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円	上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																																							
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																																																																																																																																			
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																																																																																																																				
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																																																																																																																				
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円																																																																																																																																																																				
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																																																																																																																				
	50人以下であるもの	160,000円																																																																																																																																																																				
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																																																																																																																				
	50人以下であるもの	130,000円																																																																																																																																																																				
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円																																																																																																																																																																				
上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																																																																				
法人	法人税割	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																																																																																																																																																																				
固定資産税		課税標準の1.4%	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																																																																																																			
軽自動車税		令和3年改正 (令和4年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税 率 (年 額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率 (75%軽減)</th> <th>軽課税率 (50%軽減)</th> <th>軽課税率 (25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td rowspan="2">原動機付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="2">ミニカー</td> <td></td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(※)</td> <td>3,000円(※)</td> <td>軽二輪車 (125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,400円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	ミニカー		3,700円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円			軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	軽二輪車 (125cc超250cc以下)	3,600円									二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円									小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用	2,400円 5,900円	令和5年改正 (令和6年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税 率 (年 額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率 (75%軽減)</th> <th>軽課税率 (50%軽減)</th> <th>軽課税率 (25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td rowspan="2">原動機付 自 転 車</td> <td>第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>第二種乙 一般原付 (50cc以下)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="2">ミニカー</td> <td>第二種甲 50cc超~90cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td>90cc超~125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(※)</td> <td>3,000円(※)</td> <td>軽二輪車 (125cc超~250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	第二種乙 一般原付 (50cc以下)	2,000円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	ミニカー	第二種甲 50cc超~90cc以下	2,400円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円		90cc超~125cc以下	2,400円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	軽二輪車 (125cc超~250cc以下)	3,600円									二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円									小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用	2,400円 5,900円
車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																																																														
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)																																																																																																																																																																
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円																																																																																																																																																													
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円		3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,400円																																																																																																																																																											
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	ミニカー		3,700円																																																																																																																																																													
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円																																																																																																																																																																
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	軽二輪車 (125cc超250cc以下)	3,600円																																																																																																																																																													
								二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円																																																																																																																																																													
								小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用	2,400円 5,900円																																																																																																																																																													
車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																																																														
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)																																																																																																																																																																
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)	2,000円																																																																																																																																																													
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円		3,500円	5,200円	第二種乙 一般原付 (50cc以下)	2,000円																																																																																																																																																											
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	ミニカー	第二種甲 50cc超~90cc以下	2,400円																																																																																																																																																													
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円			90cc超~125cc以下	2,400円																																																																																																																																																												
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	軽二輪車 (125cc超~250cc以下)	3,600円																																																																																																																																																													
								二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円																																																																																																																																																													
								小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用	2,400円 5,900円																																																																																																																																																													
市たばこ税		千本につき6,552円																																																																																																																																																																				
		令和3年10月1日から適用																																																																																																																																																																				
特別土地保有税		新たな課税の廃止																																																																																																																																																																				
入 湯 税		1人1日につき150円																																																																																																																																																																				
		課税免除 (日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																																																																																																				
都市計画税		課税標準の0.2%																																																																																																																																																																				
備 考																																																																																																																																																																						

令和6年度市税概要

令和7年1月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課